

案内 洲本税務署申告相談会場のご案内

図洲本税務署 ☎ 24-1212



洲本税務署の申告相談会場は淡路文化史料館です。

▽開設期間 2月16日(金)～3月15日(木)

※土日は開設していません

▽受付時間 午前9時～午後4時

※混雑の状況により早めに相談受付を終了させていただく場合があります

▽開設場所 淡路文化史料館(洲本市山手1丁目1-27)

●相談の際は前年分の申告書の控え等をご持参ください。

●開設期間中、税務署では申告相談を行っていません(作成済みの申告書等の提出、納税、納税証明書の発行及び用紙の交付のみを行います)ので、ご注意ください。

お知らせ 障害者控除対象者認定書の交付

図長寿福祉課 ☎ 43-5217

所得税と市・県民税の障害者控除は、障害者手帳の交付を受けている人が対象ですが、「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることにより手帳を所持していなくても控除を受けることができます。

認定書は次の対象要件をすべて満たしている人からの申請により、審査のうえで一定の基準を満たした人のみに交付します。



- ▽対象要件
- 1 満65歳以上
 - 2 要介護認定者
 - 3 身体や精神に基準以上の障害があり、障害者手帳の交付を受けていない
- ※12月31日現在で判定

お知らせ 平成31年から収入保険制度スタート

図農林振興課農業共済係 ☎ 42-6210

収入保険制度は農作物の品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた農業収入の減少を補てんし、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限として補てんする制度です。

収入保険制度に加入するためには、青色申告を行っていることが条件となります。

なります。(1年以上の申告実績が必要)

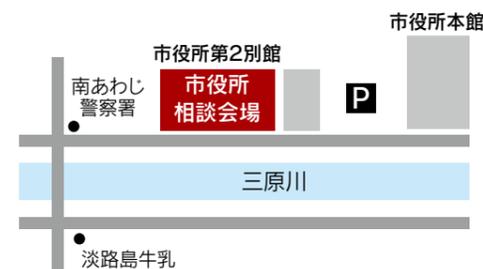
青色申告は自分の経営を客観的につかむための重要なツールであり、税法上のメリットもあります。現在、青色申告に取り組んでいない農業者の人は、平成31年度からの加入に向けて3月15日までに洲本税務署に「青色申告承認申請書」を提出し、青色申告に取り組みましょう。

お知らせ 確定申告

確定申告の相談と受付

●市職員による相談と申告の受付

場所	市役所第2別館3階多目的ホール	沼島出張所
相談日	2月16日(金)～3月15日(木) ※土・日曜を除く。 ※2月18日(日)、25日(日)のみ受付	2月20日(火)
相談時間	午前9時～正午、午後1時～4時	午前10時～正午 午後1時～3時



●税理士による相談と申告の受付

場所	市役所第2別館3階多目的ホール
相談日	2月16日(金)、19日(月)、20日(火)、23日(金)、26日(月)、27日(火)
相談時間	午前9時～正午、午後1時～4時



※消費税、相続税、贈与税、土地・建物・株式等の譲渡所得等の相談は行っておりません。

※市役所申告会場に税理士が同席して申告受付を行います。税務署員による受付をご希望の人は淡路文化史料館(税務署相談会場)で申告してください。

◆市役所相談会場で確定申告の受付・相談ができないもの

市役所の相談会場では下の申告の受付はできません。洲本税務署の確定申告会場(淡路文化史料館)までお願いします。※11頁上段を参照

青色(確定)申告、土地建物等を売却された場合の譲渡所得、株式の譲渡所得、株式の配当(申告分離課税を選択した場合)、先物取引、消費税、贈与税、相続税等

◆市役所相談会場を利用するにあたってのお願い

毎年、申告受付会場は大変混雑しています。以下の点について皆さまのご協力をお願いします。

- 【医療費控除】「4 確定申告に必要なもの」をご確認いただき、計算などを事前に済ませてから来場してください。整理、計算するときは①医療を受けた人別②病院・薬局別に分類してください。
- 事業(営業・農業など)所得がある人は、年間の収入や必要経費などを整理し、収支内訳書に記入してください。
- 畜産農家の人は、平成29年中の飼育牛(子牛も含む)の生年月、異動状況を整理してください。

※いずれも整理されていない場合は申告の受付ができないことがあります

～ 新しい夢の『はじまり』を創るために ～

「安心・安全・信頼」の解体工事はお任せください!!



お気軽にご相談を...

松井開発運輸株式会社

検索

※お見積もりは無料です

南あわじ市湊1354 TEL 0799-36-5078